

認定調査員向け e ラーニングシステムについて

1 概要

- 認定調査員向け e ラーニングシステム（以下、「本システム」という）は、インターネット上で提供される認定調査員のための学習支援システムです。
- 本システムで提供される「認定調査員向け講座」では、以下の教材が収録されています。

全国テスト (全 30 問)	本システムを利用するにあたり、調査員一人ひとりが現在の理解度を把握するために最初に受けていただくテストです。 ※ 全国テスト受験後、学習教材や問題集の利用が可能となります。
動画教材	「認定調査員テキスト 2009 改訂版」の内容を解説した動画教材です。 認定調査の基本的な考え方（要介護認定と認定調査の考え方・基本調査と特記事項）と 3 つの評価軸（能力で評価する調査項目・介助の方法で評価する調査項目・有無で評価する調査項目）、平成 27 年度重点講座の 6 種類が収録されています。
問題集	認定調査の基本的な考え方や、各調査項目の定義について学習するための問題集です。

- 調査員一人ひとりが自分の理解度に合わせて学習を進めることで、認定調査に関する知識を深めることができます。
- 操作方法及びアカウントの登録方法は、下記を御参照ください。
 - ・ 厚生労働省認定調査員向け e ラーニングシステム操作マニュアル
 - ・ 新 e ラーニングシステム申込方法（自治体管理者登録）
 - ・ 新 e ラーニングシステム申込方法（認定調査員向け）

2 旧システムからの変更点

- 令和 6 年 7 月 20 日付けで旧システムの稼働が終了し、同月 23 日から本システムの稼働が開始しました。旧システムからの変更点は以下のとおりです。

項目	旧システム	新システム
申込／登録方法	自治体管理者が受講者のアカウントを登録し、ID 及びパスワードを払い出します。	受講者ご本人が直接アカウント登録を行い、ID 及びパスワードを取得します。
受講証明書	発行不可	発行可。 ※ 全ての教材の修了が要件となります。
進捗確認 (調査員の登録 状況や受講状 況)	自治体管理者がシステムにアクセスし、確認を行います。	毎週金曜日に自治体管理者宛にメールにて通知されます。 ※ 個人情報保護により氏名が表示されないため、ID で個人を判別します。

※ 新システムにおいては、各保険者においても自治体管理者アカウントが作成可能です。